

令和2年度第1次補正予算におけるスポーツ団体に対する補助（案）
について

1. 全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助（別紙のとおり）

○スポーツイベントの再開支援

全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催者による会場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び継続的な集客等のための広報への支援等を行うことにより、スポーツイベントの円滑かつ本格的な再開又は実施を促進する。

(別紙)

スポーツイベントの再開支援事業（全国規模のスポーツリーグ又は大会の主催団体補助）交付決定一覧(案)

【第1次補正予算】

(円)

No	団体名	交付決定額
1	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	211,896,083
2	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ	180,000,000
3	一般社団法人日本独立リーグ野球機構	80,000,000
4	公益財団法人日本バスケットボール協会	47,937,236
5	一般社団法人日本バレーボールリーグ機構	31,390,648
6	一般社団法人大学スポーツ協会	28,097,220
7	公益財団法人日本ハンドボール協会	17,312,800
8	一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会	17,156,510
9	クロススポーツマーケティング株式会社	15,591,992
10	一般社団法人日本女子サッカーリーグ	15,124,734
11	公益社団法人日本トライアスロン連合	14,376,138
12	一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ	11,736,964
13	株式会社DDTプロレスリング	10,509,214
14	ケイツープラネット株式会社	9,681,178
15	株式会社朝日新聞社	8,833,063
16	公益財団法人日本ソフトボール協会	8,449,950
17	公益財団法人日本サッカー協会	7,460,640
18	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	7,189,961
19	株式会社ケーティーネット	7,105,410
20	公益財団法人日本野球連盟	6,449,770
21	一般社団法人日本フットボールリーグ	6,445,302
22	公益財団法人全日本空手道連盟	5,114,420
23	一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟	4,967,375
24	一般社団法人日本高等学校・中学校ゴルフ連盟	4,811,688
25	株式会社中日新聞社	4,739,683
26	一般社団法人ホッケー・ジャパンリーグ	4,393,304
27	公益社団法人日本チアリーディング協会	4,376,190

28	公益財団法人日本バドミントン協会	4,326,615
29	公益財団法人日本セーリング連盟	3,457,500
30	株式会社ドリームファクトリーワールドワイド	3,168,280
31	株式会社ダーツライブ	3,140,096
32	株式会社新潟アルビレックスランニングクラブ	3,043,958
33	特定非営利活動法人ミスダンスドリルチーム・インターナショナル・ジャパン	2,984,273
34	大井町サーフィン合同会社	2,782,415
35	公益社団法人日本アメリカンフットボール協会	2,390,300
36	一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会	1,982,045
37	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	1,775,425
38	株式会社アスロニア	1,697,850
39	ノア・グローバルエンタテインメント株式会社	1,633,623
40	一般社団法人日本女子プロゴルフ協会	1,560,233
41	公益社団法人日本学生陸上競技連合	1,470,264
42	公益財団法人日本ソフトテニス連盟	1,469,503
43	株式会社毎日新聞社	1,451,350
44	公益財団法人全日本柔道連盟	1,225,494
45	公益社団法人日本プロゴルフ協会	1,151,175
46	一般社団法人日本ディアボロ協会	1,046,662
47	特定非営利活動法人日本ダブルダッチ協会	1,046,110
48	新日本プロレスリング株式会社	981,237
49	一般財団法人日本フットサル連盟	859,175
50	一般財団法人日本サイクルスポーツ振興会	708,236
51	一般社団法人大阪府トライアスロン協会	648,462
52	株式会社モビリティランド	628,625
53	公益財団法人全日本スキー連盟	576,280
合計		818,352,659

参 照 条 文

○スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）（抄）

（スポーツ基本計画）

第九条（略）

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3（略）

（国の補助）

第三十三条（略）

2（略）

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

○社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

○スポーツ基本法施行令（平成二十三年政令第二百三十二号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第一条 スポーツ基本法（以下「法」という。）第九条第二項の審議会等で政令で定めるものは、スポーツ審議会とする。

○文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）（抄）

（スポーツ審議会）

第九十二条 スポーツ庁に、スポーツ審議会を置く。

2 スポーツ審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二 （略）

三 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第三十一条第三項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第二十一条第二項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

3 （略）